

1. 身近な場所での相談体制の連携強化

課 題

- 課題や悩みを抱えた人を早期に支援につなぐために、住民の身近なところで気軽に相談できる体制を構築してきたが、「どこに相談したらいいかわからない人」や「相談したことがない人」が多い。
- セキュリティが高いマンションの増加や家族構成の変化、また、地域におけるつながりの希薄化に伴い、孤独・孤立化する世帯が増えている。

現状（主な取り組み）

【みんなの相談室】

- 住民に身近な相談窓口として、各地域のコミュニティセンター、福祉センターに「みんなの相談室」を設け地域福祉コーディネーター（相談員）を配置し、子育てや介護など様々な住民の困りごとや地域福祉活動への参加などの相談を受け専門機関につなぐなど、地域のつなぎ役を担っている（令和5年度 相談受付件数 685 件、その他活動件数 6,556 件）。

【民生委員・児童委員との連携】

- 民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手となり、相談内容に応じて関係機関と連携し、適切な支援へつなぐ活動を行っている。

【専門的な相談窓口】

- 高齢者に関しては地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）、障がい者に関しては障がい者基幹相談支援センター、こどもに関しては子育て支援室・保健活動担当、生活困窮者に関しては生活あんしん窓口において、それぞれ相談を受け付けて支援につなげている。

【出張相談窓口】

- 孤立化する世帯が少しでも相談しやすいよう、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、区役所など関係機関が連携し区役所や地域、マンションで出張相談を行っている。

今後の方向性

身近な相談窓口を知ってもらい、それぞれの連携を強化することで、住民の様々な生活課題の早期発見・早期対応に努め、適切な支援につないでいく。

2. 高齢者支援体制の推進

課 題

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制(地域包括ケアシステム)の推進に取り組んでいるが、意思決定能力が低下するなど支援が困難なケースが増えている。
- 高齢者が増加する中、認知症の方も増加傾向にあり、地域で安心して暮らし続けるためには、家族などの支援者や地域住民の認知症への十分な理解と適切な対応が必要である。

現状（主な取組み）

【地域包括支援センター・ブランチ】

- 地域包括支援センターを1か所、地域包括支援センターと連携したより身近な総合相談窓口（ブランチ）を2か所設け、専門職が、介護、福祉、医療などに関して、相談に応じたり、高齢者を支える地域づくり、介護予防ケアプランの作成やサービスを利用するための支援を行っている。

【地域ケア会議の推進】

- 地域包括支援センターでは、従来からの個別ケース検討のための地域ケア会議に加え高齢者の自立支援・重度化防止等のため医師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種が参加して個別支援方法を検討する地域ケア会議（自立支援型ケアマネジメント会議）を開催し、また、こうしたケース検討から見えてきた課題を区地域包括運営協議会で取りまとめている。

【認知症初期集中支援チーム】

- 地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム「あいあいオレンジチーム」を設置し、認知症の人や家族に対する相談や支援を実施するとともに認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症や支援困難事例に対応している。

【高齢者支援会議】

- 福島区社会福祉協議会が開催する高齢者支援会議（介護保険法における生活支援体制整備事業 協議体会議）において高齢者の支援にかかわる関係機関間の連携強化を図っている。

【生活支援体制整備事業】

- 生活支援体制整備事業では、福島区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーターが地域の関係機関と協力し高齢者の社会参加や介護予防推進の仕組みづくり等を行っている。

現状（主な取組み）続き

【見守り相談室】

・福島区社会福祉協議会に設置した見守り相談室では「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動に活用するほか、孤立世帯への専門的対応や認知症高齢者の行方不明時の早期発見に取り組んでいる。（詳細は、「基本目標 2 2.地域における見守り活動の充実」を参照）

【在宅医療・介護連携相談支援室】

・「在宅医療・介護連携相談支援室」では、在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者に対する相談支援体制を構築するなど切れ目のない在宅医療・介護サービス提供の推進を図っている。

【介護予防教室】

・地域の集会所などで専門家による「転ばないからだづくりの方法」や「栄養・お口の手入れ」、「認知症予防」について学習する介護予防教室（なにわ元気塾：令和 5 年度 120 回開催、延べ 1,471 名参加、登録者 205 名）を開催している。

今後の方向性

専門職や地域と協働し地域におけるネットワークを構築し高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう相談支援を行い、自分らしい暮らしを最後まで続けることができる体制整備を進めていく。

3. 障がい者への相談支援体制の強化

課 題

- 障がい者や障がい児が地域で自分らしく暮らしていくためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用することができ、家族や地域の理解や適切な支援が必要である。
- 障がい者の中には障がいに気づいていない方や認めることに抵抗がある方もおられるなど対応が難しい。

現状（主な取組み）

【障がい者基幹相談支援センター】

- 障がいがある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援している。

【地域自立支援協議会】

- 障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、障がい者を取り巻く地域課題を集約し、関係機関と連携して福島区における課題解決に努めている。
- 「福島区障がい児・者 スポーツ・レクリエーションひろば」の共催や区民まつりへの参画等を通じて障がいに関する啓発活動に取組み、障がいや障がいのある人への正しい理解を深めて、障がい者への誤解や偏見、差別の解消を図っている。

【相談員の委嘱】

- 身体障がい者相談員（4名）、知的障がい者相談員（1名）を障がいの当事者やその家族に委嘱して、身近な相談を受けて支援につなげていくほか障がい者に関する理解の普及に努めている。

【保健福祉センターでの相談支援】

- 精神保健福祉相談の実施や家族教室の開催など当事者や家族への支援を行っている。

今後の方向性

障がい者基幹相談支援センターを中核に相談支援事業所等の関係機関が連携して障がい者への相談支援や障がいについての正しい理解を広めていく。

4. 子育ての相談支援体制の充実と連携強化

課 題

- 近年、大型マンションの建設などにより、子どもの人口や子育て世帯が増加している。しかし、核家族化が進み地域とのつながりが希薄化したことにより、身近に相談できる相手がおらず、社会的に孤立し育児不安やストレスを抱える子育て世帯が増えている。
- 妊娠期から子育てのあらゆる場で切れ目なく気軽に相談できる場や、子育て世帯同士の交流の場が必要である。

現状（主な取り組み）

【妊娠期からの切れ目のない相談支援】

- 保健福祉センターの「子育て支援室」と「保健活動担当」が「こども家庭センター」の機能を担っており、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し母子保健・児童福祉が連携・協働して、切れ目のない一体的な相談支援を行っている。
- すべての子育て家族にとって安心して気軽に相談できる「大阪市版ネウボラ」として、自分の住んでいる地区の担当保健師を周知し、顔の見える関係づくりと家族ぐるみの支援を実施している。

【様々な交流・相談の場の提供】

- 親子で気軽に交流し相談できる場として、区役所、子ども・子育てプラザ、つどいの広場、地域団体が主催する子育てサロン等があり、それらが連携・協力しながら子育ての不安や悩みを抱える保護者を支援している。

【福島区子育て支援連絡会】

- 福島区子育て支援連絡会を開催し、区内の子育て支援機関や活動者が互いに連携し、情報交換・情報共有を行っている。

【養育力の向上】

- こどもの特性を理解し子どもへの接し方を学ぶペアレントトレーニング講座を開催し、子育てがしやすくなるよう保護者の養育力向上を支援している。
- ペアレントトレーニング講座を受講した後ペアレントメンター養成講座を修了した保護者を、区のペアレントメンターとして登録し、子育てに悩む保護者に対して同じ親の目線で共感し寄り添いながら、自らの経験を活かした子育ての工夫などを紹介する活動を行っている。

【不登校支援】

- 不登校児童や支援が必要な児童について、区役所、学校、こども相談センター等の関係機関に加え、地域の民生委員・児童委員やこども食堂、こどもの居場所等との連携を強化・拡大しながら、児童の見守りを行うとともに、児童とその家庭が孤立しないよう支援している。

現状（主な取組み）続き

【こどもサポートネット】

- 教育分野と福祉分野とが連携したしくみである「こどもサポートネット」を構築し、学校での気づきを通して課題を抱えた子どもや家庭を発見し、スクールソーシャルワーカーやこどもサポート推進員を中心に適切な福祉の支援につなぎ、子どもとその家庭を総合的に支援している。

【スクールカウンセラーの配置】

- 小中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者に対してカウンセリングや相談を行っている。

今後の方向性

子育てに悩む保護者が利用しやすいよう、身近に相談できる場や親子交流できる場を充実させるとともに、学校、区役所、こども相談センター、地域、こども食堂などとの連携をさらに強化し、子育て家庭が孤立することなく地域全体で子育て世帯を支え、子どもたちが健やかに育つ取組みを進める。

5. 複合的な課題等を抱えた人や世帯への相談支援体制の充実

課 題

- 大型マンション建設や単身世帯の増加、地域とのつながりの希薄化が進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、8050 問題※1 やダブルケア※2 など、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱えた人や世帯(以下、「複合的な課題を抱えた世帯」という)では、既存のしくみだけでは解決できない問題が生じている。
- 自ら SOS(適切な支援を求める等)を発信することが困難であったり、支援を拒否するなどの人・世帯に対しては、関係機関相互の理解と連携、関係者のスキルアップが不可欠である。

※1 8050（はちまる・ごうまる）問題とは、80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

※2 ダブルケアとは、介護と子育てが同時に行われている状態をいう。周囲の理解、中でも職場における配慮が重要である。

現状（主な取り組み）

【生活あんしん相談窓口】

- 生活困窮者等が抱えるさまざまな課題を広く受け止め、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援などの支援を提供するとともに、個々の状況に応じて、適切な支援につなぎ早期自立を支援している。（令和 5 年度：相談件数 417 件）

【（生活困窮者）支援会議】

- 生活困窮者を早期・確実に自立支援につなげるため、生活困窮者自立支援法に規定する支援会議を開催し、関係機関との情報共有や支援方法の検討等の連携を図っている。

【総合的な支援体制（つながる場）】

- 複合的な課題を抱える世帯に対し、区保健福祉センターが調整役となり、関係機関が一堂に会して支援方針の検討を行う「つながる場」を専門家（スーパーバイザー）の助言を得ながら開催しているほか、関係機関相互の理解や知識を深める研修会を実施している。

【福島お助けネットワーク】

- 介護保険サービスや自立支援サービスの対象にならない日常生活に必要な軽微な家事等を、地域住民が有償ボランティアとして支援するしくみを構築し、利用者の拡大を図っている。

基本目標 1「多様化する福祉ニーズ」を受け止め、適切に対応できる体制づくり

今後の方向性

相談者の属性・世帯・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制を充実するため、関係機関相互の理解・知識を深め連携強化を図っていく。

6. 虐待防止と権利擁護の取組み

課 題

- 誰もが安心して暮らすためには、児童虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）、高齢者虐待、障がい者虐待といった虐待については、個人の尊厳を冒す重大な権利侵害であり、その防止及び早期発見・対応の取組みが必要である。
- 認知症や、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方を支援する、養護者がいなくなった時も引き続き住み慣れた地域で暮らし続けていくために成年後見制度等の権利擁護が必要になっている。

現状（主な取組み）

【虐待防止についてのネットワーク構築】

- 要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止連絡会議、障がい者虐待防止連絡会議等のネットワークを構築し関係機関や地域と連携して、その未然防止や早期発見・対応を図っており、研修等を通じてその強化に努めている。

【虐待防止の周知啓発】

- 11月の児童虐待防止推進月間でのオレンジリボンキャンペーンなど、虐待防止や相談・通報窓口の周知啓発を進めている。

【成年後見制度】

- 地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターでは家族や親族などから成年後見制度に関する相談を受け申立ての支援を行っている。
- 保健福祉センターでは身寄りがないなどの理由で親族等による法定後見の申立てができない方について、親族等に代って大阪市長が家庭裁判所に申立てを行う事務を行っている。

【あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）】

- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人へ、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を区社会福祉協議会が支援している。（令和5年度末 38件）

今後の方向性

地域や関係機関と連携して虐待の早期発見・対応等を図るとともに、虐待防止の啓発や成年後見制度の利用促進などの権利擁護について取組みを進める。

7. 情報提供と発信の充実

課 題

- 利用者が多様な福祉サービスを主体的に選び、安心して円滑に利用できるようにするため、福祉制度・サービスについてわかりやすい情報提供を行い、施策やサービス等の認知度向上を図る必要があることは様々な福祉サービス共通の課題である。
- これまで各分野で相談支援体制が構築されてきたが、相談窓口の認知度は高くない。

現状（主な取組み）

【広く区民に対する情報提供と発信】

- これまで広報「ふくしま」やホームページ、SNS による情報発信を行っている。
- 地域福祉にかかるリーフレットを作成し各戸配布した。（令和 4・5 年度、約 5 万世帯）
- 「福島区地域福祉ビジョン（令和 4～7 年度）」概要版を区内 5 駅に配架した。（令和 4 年度）
- 区民まつりにおいて、各関係機関のブースを設置し、周知啓発に努めている。

【住民、福祉サービスの受け手の視線にたった情報提供と発信】

- 「福島区子育て応援マップ」を毎年作成し配布している。また、区のホームページに掲載している。
- 高齢者に対するケアマネジャーを通じた口コミ等、情報の提供先と提供方法を絞った取組みを行っている。
- 福祉に関する出前講座を開催している。

今後の方向性

福祉制度・サービスや相談窓口について、誰でも理解しやすい情報発信や相談窓口に迷わないよう、工夫や改善を加えながら相談窓口の丁寧な周知を進めていく。

1. 地域でのつながりづくりと住民の参加促進

課 題

- 社会状況の変化により、ひとり暮らしや介護が必要な高齢者、障がい者やその親、子育て中の親等様々な方が孤立化や孤独感を抱えている。
- 高層マンションの建設が続き人口が増えている反面、「つながり」が希薄化し、町会加入率が低下している。
- 町会等既存の組織だけでなく多様な主体との連携・協働を図る必要がある。

現状（主な取組み）

【食事サービス、子育てサロン等地域における福祉活動】

- 地域活動協議会等が主体となって、多様な地域活動とともに、高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロンや、様々な見守り活動といった地域福祉活動が展開されており、それを支援している。

【住民主体の介護予防をはじめとした取組みへの支援】

- 「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」等、健康づくりや介護予防の活動を支援している。
- 住民同士の交流の場を支援し、地域活動への住民参加を促進するための広報周知を行っている。

【地域福祉コーディネーター】

- 地域福祉活動の中心的役割を担う地域福祉コーディネーターを各地域に配置している。（10名）

【新たな住民参加の促進】

- 福祉サービスの対象とならない軽微な作業等を地域住民が有償ボランティアとして援助する「福島お助けネットワーク」を実施している。
- 社会福祉協議会とともにサロン連絡会等において様々な地域福祉活動との連携・協働を図っている。

今後の方向性

住民同士の交流の場を支援することで、地域活動への住民参加の促進や孤立化の防止、新たな担い手の発掘へつなげていく。

2. 地域における見守り活動の充実

課 題

- ・近年、ひとり暮らしの高齢者の増加やつながりの希薄化を背景に、いわゆる「孤立死」に代表されるような社会的孤立が課題となっている。
- ・民生委員・児童委員の訪問活動や地域での登下校の見守り活動、サロン活動等様々な活動がなされてきている一方、担い手の減少や固定化による負担が増している。

現状（主な取組み）

【見守りネットワーク強化事業】

- ・福島区社会福祉協議会に設置した見守り相談室では、行政と地域が保有する要援護者情報を集約した「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動に活用するなど地域のつながりづくりや見守り活動を支援している。

【孤立世帯や認知症行方不明高齢者への対応】

- ・見守り相談室では、孤立世帯への専門的対応や認知症高齢者の行方不明時の早期発見にも取り組んでいる。

【地域福祉コーディネーターの配置】

- ・各地域に配置している地域福祉コーディネーターが、見守り活動や住民からの相談窓口、地域団体との情報交換等、地域の福祉活動のつなぎ役として活動している。

【多様な主体との連携・協働】

- ・上記の取り組みにあたっては、民生委員・児童委員協議会や町会、女性会等の地域団体の他、電気、ガス、水道、新聞販売等のライフライン事業者と連携して見守り活動を強化している。

今後の方向性

地域における見守りや助け合いの支援や多様な主体との連携・協働によりつながり支え合う地域づくりを進めていく。

3. (仮称) 障がいや認知症の人と共生する地域づくり

課 題

- 令和 6 年 1 月、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することをめざし、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、認知症基本法）」が施行され、今後の取組みの強化が必要になっている。
- 認知症基本法では、認知症に対する正しい知識だけでなく認知症の人に対する正しい理解を深めることを基本理念のひとつにしている。
- 認知症の人が地域から孤立化することないように、本人のみならず家族や介護者等がおかれている立場を理解し、支援していくことが必要である。

現状（主な取組み）

【当事者や家族への支援】

- 当事者も参加できる「認知症カフェ」（区内 5 か所）の支援や介護する家族同士の交流会「かいご・泣き笑いの会」開催など、地域と連携した認知症の人や家族に対する支援をしている。

【認知症の正しい理解を深める情報発信】

- 認知症サポーター養成講座開催や、「チームオレンジサポーター」（令和 5 年度末 20 名）の活動推進、「オレンジパートナー」（令和 5 年度末 45 団体）の登録、発信などの広報・周知活動へ取組みを行っている。
- 高齢者福祉月間の時期に区役所及び図書館で認知症パネル展を実施し、住民への啓発を行っている。

今後の方向性

認知症や認知症の人に関する正しい理解を深め、基本的人権を尊重し認知症の人が孤立することなく尊厳をもって社会参加し続けられる共生する地域づくりを進めていく。

※この項目については、第 2 回福島区地域福祉ビジョン策定会議の中で、「認知症の人と共生する地域づくり」から障がい者も含めた方向で変更する内容のご意見をいただいたことから、今後内容の変更を予定しています。

4. 災害時等における要援護者への支援

課 題

- 近い将来発生すると予測される南海トラフ巨大地震が発生した場合、福島区では家屋の倒壊、火災、津波などの甚大な被害が想定されており、自力での避難（自助）が求められるが自助が困難な方(要援護者)については、避難所への誘導等の支援や避難所生活での特別な配慮の支援について早急に対策する必要がある。
- 災害発生時は、公的機関による避難支援や救出・救護には限界があることから、自助や地域での助け合い(共助)が大切であり、そのためには、要援護者の情報を区役所と地域が適切に把握する必要がある。
- 共助のためには、常日頃から、地域でのつながりや見守り活動、関係機関との連携が重要である。

現状（主な取組み）

【要援護者の「個別避難計画」】

要援護者の生命・身体を守るため、区役所は地域の自主防災組織が作成する「個別避難計画」※について、協力して取組を進めている。(令和6年3月末現在435人作成済み)

【見守りネットワーク強化事業】

日常的な地域での見守り活動を支援するため、同意を得られた要援護者の名簿を地域団体や民生委員・児童委員に提供するなど見守りネットワーク強化事業を実施している。(詳細は、「2.地域における見守り活動の充実」を参照)

【地域防災訓練】

すべての住民が災害時の助け合い(共助)を理解し災害に備えられるよう、地域の自主防災組織と区役所が協力し、工夫を凝らした地域防災訓練を実施している。(令和5年度4回)

【難病児者等の「災害時個別支援計画」】

医療的依存度の高い方（難病や小児慢性特定疾病）については、関係機関(多職種)と連携し「災害時個別支援計画」を作成するとともに、本人同意のもと地域とのつながりづくりを行っている。

【防災備蓄物資の拡充】

要援護者を含むすべての避難者を対象に、安全安心を確保するため、人工呼吸器等のためのポータブル電源等の防災備蓄物資を区役所独自で整備している。

※「個別避難計画」は、令和3年の災害対策基本法の改正により、要援護者ごとに避難支援を行う者・支援の方法・避難場所・避難経路等を定めて作成することが努力義務化された計画。

基本目標 2 住民同士がお互いに気をかけ、つながり、支え合うことができる地域づくり

今後の方向性

災害時に備え、実効性のある要援護者の個別避難計画の作成や地域防災訓練の実施について、区役所と地域の自主防災組織や関係機関が連携・協力して進めるとともに、すべての住民が共助の必要性を理解し、地域とつながる取組みを推進していく。

5. 地域福祉を支える人材づくり

課 題

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、以前に増して地域福祉活動の担い手が減少している。
- 担い手の減少、固定化に伴い担い手の負担が増している。

現状（主な取り組み）

【人材づくりに向けた取り組み】

- 福島区社会福祉協議会でのボランティア体験会や各種養成講座の開催など、地域での活動者や将来の担い手を対象とした研修会を開催している。
- 地域で様々な活動を行う団体との連携や情報共有を行うため、福島区社会福祉協議会ではサロン連絡会を組織しそれぞれの活動を支援している。

今後の方向性

各種研修会開催等に取り組むなど地域福祉活動の担い手づくりを進めていく。

6. 福祉教育の推進

課 題

- 地域での担い手不足・担い手づくりの問題は、将来の担い手への福祉教育の推進など中長期の取組みが必要になる。
- 登下校の見守り等一方通行の援助ではなく、世代間交流や地域との連携による「ふれあい」の体験や思いやりの心や助け合いの心、協力することについての学びなど双方向での取組みが必要になっている。

現状（主な取組み）

【学校等における福祉教育や世代間交流の実施】

- 福祉局が作成した福祉読本を活用するなど小中学校では福祉についての学習を行っている。
- 福島区社会福祉協議会では、アイマスクや車椅子の使用体験、防災教育での高齢者や障がい者の疑似体験等の様々な福祉に関する教育をボランティアとも協働しながら小・中学校等で実施している。
- 地域の食事サービスや老人福祉センターの行事等に学校・保育所の児童が参加し交流する取組みを行っている。

【障がい者スポーツを通じた取組み】

- 健康展等において区内での障がい者スポーツ（ボッチャ）体験会の開催支援や、国際親善女子車いすバスケットボール大会の開催に合わせて小中学校での交流会を開催している。

今後の方向性

学校等と連携し福祉教育を進め、助け合いや人とのつながりの大切さの学びを進めるなど年少期からの福祉意識の醸成を図っていく。